

千葉県シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 千葉県シルバーハウジング生活援助員派遣事業（以下「事業」という。）は、千葉市営住宅シルバーハウジング管理要綱第2条に規定するシルバーハウジング（以下「シルバーハウジング」という。）に生活援助員を派遣し、もってシルバーハウジングに入居している者（以下「入居者」という。）が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は千葉市とする。ただし、事業の運営については社会福祉法人等に委託することができる。

(要件)

第3条 生活援助員は次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 心身ともに健康であること。
- (2) 高齢者福祉に関し理解と熱意を有すること。
- (3) 高齢者の生活に関する相談、家事、緊急時の対応等を適切に実施する能力を有すること。

(業務)

第4条 生活援助員は、入居者の安全かつ快適な生活を支援するため、入居者に対して、次に掲げるサービスを提供するものとする。

- (1) 入居者からの保健、福祉等に関する相談に応じ、適切な助言を行うこと。
- (2) シルバーハウジングに設置された通報装置等により、入居者の生活に異常が認められる場合には、速やかに安否確認を行うこと。
- (3) 入居者が一時的に家事援助等を必要とする場合には、必要な援助を行うこと。
- (4) 入居者が緊急に援助を必要とする場合には、関係機関等へ連絡をとるなど、適切な措置を行うこと。
- (5) 入居者が保健及び福祉のサービスを必要とする場合は、関係機関に連絡をとり、必要に応じて申請の便宜を図るなどの対応を行うこと。
- (6) その他入居者の日常生活に必要な援助を行うこと。

(勤務形態等)

第5条 生活援助員の勤務日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1

月3日までの日を除くものとする。

- 2 勤務時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- 3 生活援助員の勤務日以外の日及び勤務時間以外の時間については、常に適切な対応が図られるよう連絡体制を整備しなければならない。

(緊急時の対応)

第6条 生活援助員は、入居者から緊急通報があった場合において、入居者の応答がないとき、その他入居者の身体及び生命に危険があると認められるときは、シルバーハウジングに立ち入ることができる。

(秘密の保持)

第7条 生活援助員は、入居者のプライバシーの尊重に万全を期さなければならない。

- 2 生活援助員及びこの事業に関係する者は、事業に関し知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(入居者登録証の提出等)

第8条 シルバーハウジングに入居することが決定した者は、千葉市シルバーハウジング入居者登録証(様式第1号)に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、生活援助員が第4条各号に掲げる業務を行うに当たり必要があると認めるときは、生活援助員に対して、入居者登録証に記載された情報を提供することができるものとする。

(入居者の費用負担)

第9条 入居者は、別表に定めるところにより生活援助員派遣に要する費用(以下「費用負担額」という。)を負担するものとする。

- 2 シルバーハウジングに入居している世帯の生計中心者は、課税状況届出書(様式第2号)を毎年指定された時期に市長に提出し、費用負担額の決定を受けなければならない。

ただし、入居者から課税状況届出書の提出がなく、入居者の収入の状況が把握できない場合において、入居者に催促をしたにもかかわらず、特段の理由がなく相当期間応じないときは、当該費用負担額の階層区分をF階層とすることができる。

なお、その場合において、費用負担額の決定後に入居者の収入の状況が把握できたときは、その収入に応じて、遡って費用負担額の階層区分の変更を決定することができる。

- 3 費用負担額の適用期間は、8月1日から翌年の7月31日までとする。ただし、8月2日以降の新規入居者の適用期間は、入居日から直近の7月31日までの間とする。
- 4 市長は、費用負担額の決定をしたときは、シルバーハウジング生活援助員派遣費用負担額決定通知書(様式第3号)により、入居者に通知しなければならない。

- 5 月の途中においてシルバーハウジングに入居し、またはこれを明け渡した場合における当該月の費用負担額は、別表に定める額に入居日数を乗じて得た額を当該月の日数で除して得た額とする。ただし、この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 6 市長は、第3項に基づく費用負担額の適用期間内において、費用負担額の階層区分の変更を認めるに足りる事実を把握できたときは、階層区分の変更を決定することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、保健福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。
- 2 第8条及び第9条の規定については、この要綱の施行時においてもおこなうことができる。

附 則

- 1 この要綱は平成24年7月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成26年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成28年6月1日から施行する。ただし、別表の規定は平成28年8月1日以後の負担額に適用し、同日前の負担額についてはなお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成30年6月1日から施行する。ただし、別表の規定は平成30年8月1日以後の負担額に適用し、同日前の負担額についてはなお、従前の例による。

別表

利用者世帯の階層区分		費用負担額 (1か月当たり)
A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	0円
B	A階層を除き、生計中心者の前年分市民税所得割額非課税世帯	0円
C	A階層を除き、生計中心者の前年分市民税所得割額11,520円以下の世帯	1,500円
D	A階層を除き、生計中心者の前年分市民税所得割額11,521円以上38,880円以下の世帯	2,600円
E	A階層を除き、生計中心者の前年分市民税所得割額38,881円以上50,400円以下の世帯	3,800円
F	A階層を除き、生計中心者の前年分市民税所得割額50,401円以上の世帯	4,900円

市民税所得割額については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市により課されている場合にあつては、地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を100分の6として算出した所得割の額とする。